明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令（文部科学三三）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件　一
（法務四二一）
○国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（財務三三七）　二
○財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件　二
（同三三八）
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件　二
（同三三九）
○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（農林水産二七五五）　二
○農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（同二七五六）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件　二
（同二七五七～二七七一）
○肥料を登録した件（同二七七二）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件　六
（国土交通一三七二～一三七五）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一三七六）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　八
（同一三七七）

〔国会事項〕
内閣　法務省　八

〔人事異動〕
〔官庁報告〕
国家試験　八
普及指導員資格試験合格者　八
（農林水産省）
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　八
海事代理士試験合格者（同）　八

〔公　告〕
諸事項　九
官庁
財団、弁護士資格認定、解散命令書、穴川土地改良区連合の大前堰頭首工管理規程変更認可、職員の免職処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　二六

省　令

○文部科学省令第三十三号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

文部科学大臣　柴山　昌彦

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二千十八年の禁止表（二千十八年一月一日」を「二千十九年の禁止表（二千十九年一月一日」に改める。

第三条中「二千十六年一月一日」を「二千十九年一月一日」に改める。

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。